原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は、控訴人に対し、104万8840円及び内金94万 8840円に対する平成11年6月18日から支払済みまで年5分の割合による 金員を支払え。

控訴人のその余の請求を棄却する。 3

4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを4分し、その3を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする。

この判決の第2項は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

原判決を取り消す。

被控訴人は,控訴人に対し,142万9685円及び内金129万968 5円に対する平成11年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を 支払え。

訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。 3

4 仮執行宣言

事案の概要

本件は,控訴人が,被控訴人に対し,被控訴人の過失に基づく交通事故に より控訴人所有の車両が全損し、控訴人は傭車を余儀なくされたとして、 と弁護士費用の合計142万9685円及び内金129万9685円(傭車料) に対する不法行為の後である平成11年6月18日から支払済みまで民法所定年 5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。原判決は、傭車の必要 性が認められないとして控訴人の請求を全部棄却したため,控訴人が控訴した。

その他の事案の概要は、次項に付加するほかは、原判決の事実及び理由中 の「第2 事案の概要」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

当審における当事者の主張

(1) 控訴人

控訴人A支店における本件事故前3か月の車両の稼働状況からして 稼働率の低い車両があるものの僅か2台であり、また、これらの車両の非稼 働日に代替車両とするとしても、非稼働車両の発生は大半が顧客、運転手の都 合,車の修理等で当日になって生ずることが多く,したがって,将来いつ生ずる かも知れない非稼働車両及び非稼働日のすべてを予測し,これを代替車両として 恒常的に配車することは事実上不可能である。

また、A支店においては、配置された4トン車のすべてに集配エリア それぞれが各別のエリアを担当して毎日定期的に規則正しく稼働して

いるため、他のエリアの集配のために代替させることは事実上不可能である。
イ 一般貨物自動車運送事業者が各営業所に配置する運行車両の数を変更 する場合には国土交通大臣に事前の届出をしなければならず(貨物自動車運送事 業法9条3項、同法施行規則6条)、国土交通省の定める「事業計画変更認可申 請等の処理について」の基準によれば、 「自社営業所間における車両融通は、 期間のものであっても当該営業所それぞれにおいて増車、減車の手続をとらせる こと」とされている。この届出は実施予定日の7ないし10日前までにすること となっているが、現実には1か月程度を要するため、仮に控訴人B支店の車両を A支店において使用するとしても、本件事故に伴う代替車両確保のためには日数 的に対応が困難である。

ウ また、そもそも、B支店には恒常的にA支店に代替車両を供給できる ような非稼働車は存在せず、稼働しない日に限ってB支店の車両を利用するとし ても、A支店とB支店とは約40キロメートルの距離があり、朝夕のラッシュ時 には1.5ないし2時間を要するものであるから、現実の利用は困難である。 (2) 被控訴人

本件で問題となるのは、一般的に、通常の稼働状況からして、事故車 両が生じた場合にどれだけ他の車両で代替できるかであり、他の車両が仮にすべ て稼働していたとしても、そのことが傭車が必要であったことを示すものとはい えない。

しかも、控訴人は、島根県内にA支店のほかB支店を有しており、 支店の車両を使用することが可能であったはずである。A支店とB支店との物理 的、時間的距離は、現在の交通状況からしてさほど問題とすべきものではない。

ウ 控訴人主張の届出は、本件のような車両事故による短期間の車両の増減の場合には敢えて申請しないのが通常であり、そのような実態及び規制緩和の要請に基づき、平成15年4月以降は廃止されているはずである。

また、他の支店、営業所からA支店に車両の管理を移転して車両の増減をする場合には届出が必要であるとしても、当該車両の管理を他の支店、営業所の管理においたままで使用するのであれば届出は必要ないはずである。

仮にそのような場合でも届出が必要であるとしても、届出は7日前まででよく、控訴人の事業規模からすれば、このような届出は容易であるはずである。したがって、傭車が必要であったとしても7日を超えることはないはずである。

- エ C株式会社は、控訴人の連結子会社であり、別会社であるとしても形式的なものにすぎないし、連結子会社として、損益計算書項目は連結され、損益取引は相殺・消去する必要があり、結局は損失とはならないはずである。 第3 当裁判所の判断
- 1 証拠(甲1, 2, 3の3, 原審における証人D)及び弁論の全趣旨によれば、本件事故により控訴人車両(事故車両)は全損となり、控訴人において廃車手続をしたこと、控訴人は、事故車両の代替車両として新車両を発注したが、アルミボディーに控訴人固有のボディカラーを施す特注仕様であったことなどのため、納車は事故日(平成11年6月17日)から54日を経過した同年8月10日となったこと、この新車両の納入までの間、控訴人は、代替車両として、事故車両と同じく控訴人固有のボディカラーを施した4トン車をC株式会社から傭車し、同車両は42日間稼働し、控訴人はC株式会社に対し、一日当たり3万200円の単価に基づく傭車料及び消費税(総額141万1200円)を支払ったことが認められる。
- 控訴人は、上記の42日をもって代替車両の傭車が必要であった日数と主 張するところ、甲5、12(控訴人A支店における集配車両稼働状況の一覧 原審における証人Dによれば、本件事故当時、控訴人は、A支店において 利用可能な集配車両として58台の車両(うち4トン車23台,2トン車35 台)を所有しており、本件事故日の翌日から新車納入の日までの54日の期間 中、事故車両と同じ4トン車の非稼働車両が1台もなかった日(事故車両を除く 22台の4トン車がすべて稼働していた日)が合計30日(いずれも土、日曜日 及び祝祭日を除く平日である。)あるものの,その他の日(8月9日を含む。) には1台以上の非稼働の4トン車があったこと、特に、上記の54日の期間中に 8日あった土曜日においては恒常的に複数の非稼働車両が存在したことが認めら れ、したがって、これらの日には非稼働車両を代替車両として使用できた可能性が否定できず、これらの日の傭車の使用は本件事故と相当因果関係のあるものと は認められない。この点、本件事故日を含む平成11年6月において、稼働率が 100パーセント未満の車両があること(甲9)に関し、原審において証人D は、古い車であったとか、使い勝手が悪かったのではないかとの証言をする。 かし、同証言によっても上記の非稼働車両自体が故障その他の事由により代替車 両として使用することが困難であったと認めるには十分ではないし、また、運転 手の病気その他突発的な事由により非稼働車両が生じたためにこれを代替車両と して利用することができなかったとの事実を認めるに足りる的確な証拠もない。 他方、上記のとおり、4トン車の非稼働車両が1台もなかった日が30日

替車両が必要であり、かつ、A支店にはこれに充てることのできる代替車両はな かったものと認められる(なお、事故車両の過去の稼働実績からすれば同車は更に8.33日の稼働をしていた可能性があるが、上記のとおり、他に代替車両が 存在する状態での稼働であった可能性が否定できず,傭車の必要性が認められな いことは前記判示のとおりである。)。

4 これに対して被控訴人は、控訴人は大規模運送会社であり、他の予備車両の利用ないし配車のやり繰りにより欠便を生じさせないことが可能であるはずで あること、控訴人A支店の集配車両の稼働率からしても代替車両の存在が窺われ 更には、控訴人の他の支店、営業所の車両を代替させることも可能であ ったはずである旨主張する。

しかし、大規模会社であるとの一事をもって代替車両が存在すると推認す ることはできないし、集配車両の稼働率に基づく推計も抽象的な可能性にすぎな い。現に、A支店は、その配置された車両のすべてに、それぞれ異なる集配エリ アを設定して集配業務に充てており、そのために事故車両に代替できる車両が存在しない日が30日あったことは上記認定のとおりである。もっとも、原審における証人D、甲14によれば、控訴人が傭車をした当時、控訴人は、島根県内に A支店のほかB支店を有し、同支店にも集配車両を配置していたことが認められ、そうとすれば、B支店の車両を代替車両として使用することができたのでは ないかとも考えられる。しかし、上記証拠によれば、B支店はA支店よりも規模 が小さく、A支店以上に非稼働車両が少なかったことが認められるところ、A支 店においては,上記認定のとおり,平日においてはすべての集配車両が集配業務 にあたるのが原則的な運用形態であり実態でもあったことからすれば、B支店においても同様であって、恒常的又は相当な頻度で代替可能な車両が存在したもの とは認められない。

また,仮にB支店において非稼働車両が生じた場合に限って代替車両とし て利用するとしても,甲14によれば,代替車両の移動だけのためにも相当の時 間を要し,A支店の業務に当たることは事実上困難というほかなく,これを解決 するためにB支店の集配車両の管理をA支店に移すことも、各支店での貨物自動車運送事業法施行規則に従った増車、減車の申請手続を要することから応急の対策としては現実的ではなく(甲8、14、18の1、23、原審における証人D、当審における調査嘱託の結果)、いずれにしても、B支店の集配車両を代替 車両として使用することは困難ないし不可能であったというべきである。したが って、控訴人がB支店にも集配車両を配置していたとの事実をもって、A支店に おいて傭車の必要がなかった事情とみることはできない。

5 以上によれば、控訴人がC株式会社からの傭車をした日数のうち、30日 分については、他に代替車両がないため必要不可欠のものとして本件事故と相当 因果関係があるというべきであるから、被控訴人は、控訴人に対し、その日数に応じた傭車料合計100万8000円(32,000×30×1.05=1,0 08,000)から、傭車によって支出を免れた費用合計5万9160円(甲3 の2, 弁論の全趣旨によれば1日当たり1972円である。1972×30=5 160)を控除した94万8840円を損害として支払うべきであり、その 余の傭車の利用についての控訴人の主張は理由がない。

被控訴人は、損害の発生に関し、C株式会社が控訴人の子会社であり、 会社であるとしても形式的なものにすぎないし、連結子会社として、損益計算書 項目は連結され、損益取引は相殺・消去する必要があり、結局は損失とはならない旨主張する。しかし、そのことによって関係会社の法的独立性が否定されたり、債権債務が法的に消滅しあるいは発生しないものとされるわけではなく、ま して、関係会社外の関係において損失(被控訴人に対する債権)の発生が否認さ れるものでもない。C株式会社において控訴人に対する売上げが生じたことを理 由に控訴人に損害が生じたとの事実を否定することはできない。また、上記のような関係にあるからといって、関係会社間において当然に代替車両のやりくりをすべきものということもできず、被控訴人の上記主張は理由がない。 6 そして、本件の事案内容その他一切の事情を考慮すると、本件事故と相当

因果関係のある弁護士費用は10万円が相当と認められる。

よって、控訴人の請求は、104万8840円及び内金94万8840円 に対する不法行為の後である平成11年6月18日から支払済みまで年5分の割 合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり,その余は理由がないか ら、これと異なる原判決を変更して、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 西島 幸 夫

裁判官 大 段 亨

裁判官 齋 藤 憲 次